

2009年8月6日

～ 効率的な森林整備と森林資源の循環利用のために ～
四国初！住友林業社有林と国有林との森林整備推進協定締結

住友林業株式会社（社長：矢野 龍 本社：東京都千代田区大手町1丁目3番2号）の新居浜山林事業所（所長：北川博之 愛媛県新居浜市磯浦町2番1号）は、林野庁四国森林管理局嶺北森林管理署（署長：石黒 美津雄 高知県長岡郡本山町本山850）と、森林整備推進協定を平成21年8月6日に締結しましたので、下記のとおりお知らせ致します。なお、会社有林と国有林の森林整備推進協定の締結は四国では初となります。

目的： 今回の森林整備推進協定締結は、民有林と国有林に森林共同施業団地を設定し、作業道の開設や間伐等の森林整備を適切、かつ効率的に行なうとともに、森林資源の循環利用を促進し、健全で豊かな“美しい森林（もり）づくり”※に連携して取り組むことを目的としております。

※多様な機能を十分に発揮する良好な状態に維持されている森林のこと。当社も発起人に名を連ね、平成19年に設立された「美しい森林づくり推進会議」では官民一体となった国民運動を展開、その運動のひとつとして平成20年に始まった「フォレスト・サポーターズ」に当社は参加登録、森林をサポートしています。

背景： 地球温暖化防止のためには、森林のCO2吸収能力などの機能を高めることが有効です。そのためには下刈りや枝打ち、間伐などの森林整備を適切に行なうことが重要であり、このような森林施業はサステナブルな資源である国産木材の循環利用にもつながります。従来は森林の所有者が個々に森林施業を行なうことが多く、共同施業は一般的ではありませんでした。しかしながら、森林整備の効率化をはかる上では、所有形態が異なる森林を一定のまとまりのある森林共同施業団地として設定し、作業道を効率的に配置することなどが必要です。このような観点から、今回の協定は住友林業四国社有林と隣接する国有林を一体として取り扱い、路網整備や森林施業を住友林業と国との間で調整し、適切かつ効率的に実施するものです。

区域： 高知県吾川郡いの町戸中 287ha （住友林業社有林 67ha）
高知県吾川郡いの町葛原 429ha （住友林業社有林 158ha）
合計 716ha （住友林業社有林 225ha）

特色： 今回の森林整備推進協定の特色として、以下の2点が挙げられます。

1. 効果的な森林整備を行なうために不可欠な作業道を、隣接所有者が協力し、より効果的に配置することを核とする実践的な協定であること。
2. 今回協定に参加していない隣接する民有林の所有者に森林共同施業団地への参加を呼びかけることで、地域が一体となった取り組みに高めていくことを目指していること。

効果： 森林整備推進協定の締結により、作業道の開設や森林整備が効率的に行なわれ、同時に森林施業の効率化がはかられ、路網の完成後には森林施業費において15%～20%のコストダウンが期待されます。

[参考資料へ](#)

以上

《お問合せ先》

住友林業株式会社
コーポレート・コミュニケーション室 松家・大屋
TEL：03-3214-2270
FAX：03-3214-2272